

令和3年度 第3回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年6月10日(木) 午後1時30分から午後2時05分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (27人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
5番 吉村年明 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 河野正人 委員
8番 福井章人 委員	9番 鐵本達夫 委員	10番 衣笠健一郎 委員
11番 室山恵美 委員	12番 山下賢一 委員	13番 筏津純一 委員
14番 松本幸男 委員	16番 山田有宏 委員	17番 原田明宏 委員
18番 數馬 豊 委員	19番 美田俊一 委員	

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
山本淑恵 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
鳥飼 巧 委員			

4 欠席委員 (1人)
4番 金信正明 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第18号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長	森石 学
主幹	梶本 幸敬
主任	宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第3回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の指名でございます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。6番 藤井委員、7番 河野委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 4番 金信委員は欠席の届けが出ております。10番 衣笠委員につきましては遅刻の届けが出ております。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第3回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。始めに議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。議案の2ページのとおり1件所有権移転の申請でございます。贈与による所有権移転で、下限面積は備考欄に記載のとおりでございます。許可要件を満たしていると考えております。

続いて、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請については2件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇地区内における宅地分譲でございます。農地区分は都市計画用途地域、第1種住居地域に指定されておりますので第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇地内における住宅用の駐車場の整備でございます。申請地は都市計画用途地域第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので第3種農地に該当します。原則許可でございます。

続いて議案第15号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については6ページのとおり5件の申請でございました。いずれも20年以上の非農地状態が認

められるものでございます。

議案第16号 農用地利用集積計画の決定でございます。9ページから22ページのとおり41件の利用権設定の申し出と、23ページのとおり所有権移転が1件ございます。

議案第17号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については29ページのとおり1件除外の協議が出ております。

最後に議案第18号 農用地利用配分計画については40ページのとおり4件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議事に入らせていただきます。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について委員の皆様にお諮り致します。議案に対する質疑を求めます。ございませんか。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。贈与ですけど、差し支えなかったら親族とか親戚とかそういう関係でしょうか、説明をお願いしたいと思います。

議長 はい、事務局。

事務局 家族関係、親族ではないです。確認したところは、無料でもとにかく土地の方を売りたいという所有者からの要望もあり、結果贈与になっております。以上でございます。

議長 よろしいですか、その他ございませんか。

(質疑なし)

議長 ないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請につきましてお諮り致します。本件につきましては本日午前11時より、当番委員であります室山委員、涌嶋委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地調査に行きまして参りました。代表して涌嶋委員より報告をお願い致します。

涌嶋推進委員 本日11時から先程会長がおっしゃったとおり6名で現地調査を行いました。現地調査の結果につきましては、申請について異議がないという意見統一をしたところです。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。鐵本委員。

9 番 9 番 鐵本です。2 番目の駐車場整備 16. なんぼ、5 坪ぐらいですけど全部で 2, 700 万円もかかるような状態ですか。まあそういう費用がかかるような状態のもんなんでしょうか。

議 長 はい、説明できますか。

事務局 事業費の方は、この申請地は住宅の建築と駐車場の整備を含めての全体の事業費が含まれてますので、事業費は純粋に 16. 15 m²だけのものではありません。売買の方は 10 アールあたりが 1, 575 万 5, 000 円なんですけれども 16. 15 m²では 25 万 4, 700 円という金額になります。10 アールあたりの金額としてはこちらが正しいです。事業費は全体が含まれています。

議 長 いいですか、はい、鐵本委員。

9 番 別にあのこの方がやることなんでどうとかっていう意味じゃなくて、こんだけもかけて駐車場作らかって市長に審議するってことなんで、できれば全体はこうだけどうち駐車場は例えばこんなんの 10 分の 1 で、駐車場はこのぐらいだというようなことで次から審議するのに分るように。5 坪にこんだけかけて駐車場作らかって一瞬錯覚を起こしかねん。次からでいいです。

議 長 はい、わかりました。7 ページかな図面が出とりますけど。ここに住宅の建築図面と駐車場の図面が付いておりますけれども、これを住宅がなんぼぐらいの駐車場がなんぼってしとけば、一目でわかりますので今後その様に事務局でするようにしときますので。図面見ればここの横しに住宅の建築の図面が出とるんですけども事業費が分けて書いてないもんで、分かりづらいと思います、了解しましたので。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第 14 号につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第 15 号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第 15 号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、この件につきましても先ほどと同じメンバーで 11 時より現地の調査に行って参りましたので、代表して涌嶋委員より報告をお願いいたします。

涌嶋推進委員 現地調査を代表しまして涌嶋の方で報告させて下さい。申請件数 5 件とも現地調査の結果異議がないということです。以上です。

議 長 　　ただ今報告がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 　　続きまして、7ページ議案第16号 農用地利用集積計画の決定について皆さんにお諮りをいたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　9ページ、利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は144,387㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、9ページから22ページ記載のとおりでございます。

　　続きまして23ページ、所有権移転関係が1件ございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の1筆合計300㎡の畑でございます。対価は45,000円、10アールあたりですと15万円でございます。

　　利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、24ページから26ページまでの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、27ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 　　ただ今、議案第16号について事務局より説明がございました。皆さんのほうで何かございませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので、議案第16号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第17号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 　　続きまして議案第17号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮りいたします。事務局より説明をお願い致します。

事務局 議案の29ページからでございます。1件の除外の協議を受けております。まず30ページから説明をさせていただきます。除外の理由等につきましては資料に記載のとおりですけれども、計画用途は住宅建築、現在アパートで生活をしておられる申請者が地元で農業従事をするにあたって集落内で圃場に近い場所に住宅を建築するというものでございます。協議地の概要等は以下に記載のとおりです。関係機関との調整状況は31ページの5番、6番に記載しております。市町村長の考え方につきましては32ページのとおりでございます。それ以降に図面等が続いておりますのでご確認いただければと思います。それから29ページに戻っていただきまして、協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめますと、農地区分は土地改良事業の施行区域内にある農地ですので第1種農地。許可根拠は集落接続でございます。農振除外の5要件を満たしておりますし、許可見込み及び転用見込みありということで認められる事案と考えております。以上でございます。

議長 ただ今説明がございました議案第17号について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第18号 農用地利用配分計画について

議長 続きまして、議案第18号 農用地利用配分計画について。本日の農用地利用配分計画の利用配分計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。40ページ番号4番は18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議長 それでは、事務局より説明してください。

事務局 40ページ番号4番でございます。権利設定を受ける者、〇〇〇。権利設定する農用地につきましては2筆の4,140㎡の水田の配分計画でございます。

賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 　　ただ今數馬委員の案件について説明がございました。ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですのでただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、全員賛成でございますので承認といたします。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 　　數馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

　　以上で該当する委員の案件につきましては審議を終わりましたので、続きましてその他の案件について審議を行います。事務局、説明をしてください。

事務局 　　利用配分計画各筆明細につきましては、40ページの番号1番から番号4番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で17,748㎡の田畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、42ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます

議 長 　　ただ今事務局から説明がありました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので、採決を行います。賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

議 長 　　続いて別冊、その他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思います。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、事務局。1番から2番、3番、4番と続けて行ってください。

事務局

別冊の2ページからでございます。農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。届出者は〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇で、会社に隣接する農地の約160㎡を農機具等の資材置場として使用するものでございます。3ページ農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。(1)につきましては県の河川砂防課が発注する工事で、仮設道路、土砂の仮置場として使用するものでございます。転用期間、届出地につきましては以下記載のとおりです。4ページの(2)につきましては、県の維持管理課が発注する工事で仮設道路、資材置場等として使用するものでございます。5ページの(3)です。県の地域整備課が発注する工事で仮設事務所、資材置場等として使用するものでございます。6ページの(4)につきましては県の道路都市課が発注する工事で仮設道路、仮設事務所として使用するものでございます。7ページ(5)につきましては〇〇〇、〇〇地内における〇〇〇〇〇〇の携帯電話基地局の設置でございます。こちらにつきましては認定電気通信事業者が行う事業ということで許可不要となっております。以上でございます。

議長

続きましてあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局

8ページになります。あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということで、今回は6件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番は相談者が〇〇〇〇さんで、土地は〇〇〇の畑でございます。相談内容は売買となっております。

2番目は〇〇〇〇さんで〇〇〇の農地で水田となっております。相談内容は売買ということであります。

3番目は〇〇〇〇さんです。〇〇〇の水田であります。相談内容は売買、賃貸借でございます。相続の届出からあっせんを希望されております。

続きまして12ページ、4番目も相続の届出からあっせんの希望でありまして、〇〇〇〇さんで、〇〇の畑でございます。相談内容は売買ということでございます。

13ページ5番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇〇の畑となっております。現在の耕作者が更新しないためであり、相談内容は賃貸借、交換ということになっております。

14ページ6番目ですけれども、〇〇〇〇さん。新規で賃貸により花を栽培したい。花の木を植えられる農地を探している。できれば〇〇地区が希望との相談でございました。以上、あっせん委員の選任についてよろしく願いいたします。

議長

それではあっせんの申出についてかなり数が出ておりますが、まず最初の〇〇の〇〇さんの件につきまして、場所は〇〇〇、〇〇〇〇になるかなこれは。水耕栽培か、ええ土地だけどな。〇〇さんが返すってか。

事務局

〇〇さんは耕作は引き続きされるんですけれども、所有者の方ができれば売買を希望したいということの相談でございました。

議長

河野委員、1人でええかいな。藤原委員も。

7 番 なら一緒に。

藤原推進委員 さっきの利用権設定の中で〇〇さんか借りられたばかりなんですけれども、これ14ページに載ってますけど。

議 長 3年契約か。

事務局 よろしいでしょうか。利用権設定の方は更新で引き続き3年ということでございます。ただ所有者の方が売買を希望しておるということで、耕作者の方はいるんだけど、誰か農地買ってくれる人はおらんかなというのが相談の内容でございます。〇〇さんにも了解は得ているということです。耕作はしとるけど、購入は希望ではなく、どうぞあっせんしてお願いいたしますということです。

議 長 購入者が決まったら解約すると。だけどもう今種播いとるけな、これが収穫終わるのが8月だけな、それ以降になるけれども。まあよろしく。
次は〇〇さんの件、〇〇〇です。小谷委員さんいいですか、1人で。

小谷推進委員 はい。

議 長 じゃあ、小谷委員さんにおまかせしましょう。続きましてこれもいいですか、〇〇さんの件、〇〇〇。

小谷推進委員 山田さんと2人でお願いします。

議 長 なら小谷さんと山田さんでお願いします。12ページ、〇〇さんの〇〇。吉村委員よろしいですか。これも売買ですね。

5 番 はい。

議 長 続きましてこれは〇〇さん、〇〇〇の畑か。これは解約してもうよう作らなくてことですね、今の〇〇さんが。

事務局 はい、そうです。

議 長 それでこれは賃貸借ですね。これはでも〇〇〇って、〇〇だな。河野委員と藤原委員でお願いします。
続いて、〇〇だけども〇〇地区の農地が希望。涌嶋委員そういうのありますか、花を植えて栽培するようなところ。

涌嶋推進委員 〇〇で以前にあの作ってもらいたっていうところがあるので。

議 長 よろしいですか、じゃあ涌嶋委員にあっせん委員としてお願いします。続きまして農地等のあっせん活動の状況についての報告です。

10 番 報告させていただきます。相談者、〇〇〇〇さんとなっていますけれども代

理人、〇〇〇〇さんとのやりとりで、土地の所在地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と道を挟んで〇〇〇〇〇〇〇の畑となっていますけれども、実際は雑草とかいろいろな木が茂ってまして。隣接する農地の方が、話に行った時はその土地買っていいよというような話でしたが、2週間ぐらい経ってから代理人の〇〇〇さんも登記費用を負担しますという話になりまして、隣接する果樹農家の方に話をしたら、やっぱり購入するのは止めようという話になりまして、その時にその話は終わっております。あっせん自体はできておりません。それで近隣の人に聞いたら310㎡と244㎡でまあ買ったとしても、畑にする意欲がないというので。隣接する果樹農家の人も一部を草刈りをして駐車場にしておられまして、購入してまでは駐車場はいりませんよということでした。引き続き当たってはみたいと思います。

議 長 じゃあ引き続いてよろしくお願ひします。その他について皆さんの方で何かありますか。

(なしの声)

議 長 以上議題がないようでしたら、本日の農業委員会会議はこれで閉会といたします。

— 午後2時05分 閉 会 —